

「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、上場株式等の電子化の実施が平成21年1月5日より予定されています。つきましては、約款・規定集に以下の規定を改訂しましたのでご確認ください。

(改訂される約款、規定等)

改訂事項を本新旧対照表に掲載いたしましたので、ご確認くださいませようお願いいたします。

- 第3章 保護預り約款
- 第4章 国債振替決済口座管理約款
- 第5章 投資信託受益権振替決済口座管理約款
- 第6章 上場投資信託受益権振替決済口座管理約款

(新設される約款)

「株式等振替決済口座管理約款」を第7章として別紙に新設いたしましたので、ご確認くださいませようお願いいたします。

(章番号の改訂)

今回の対応に伴い、第7章以降の約款、規定等の章番号は以下のとおり変更させていただきます。

- 「第7章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款」 → 「第8章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款」
- 「第8章 特定管理口座約款」 → 「第9章 特定管理口座約款」
- 「第9章 外国証券取引口座約款」 → 「第10章 外国証券取引口座約款」
- 「第10章 国内外貨建債券取引規定」 → 「第11章 国内外貨建債券取引規定」
- 「第11章 内部者登録制度」 → 「第12章 内部者登録制度」

(変更項目の新旧対照表)

(下線部分が内容の変更箇所です。)

新	旧
<p>第3章 保護預り約款</p> <p>第2条 (保護預り証券)</p> <p>(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年6月8日までの範囲において政令で定める日から廃止されます。以下同じ。）その他の法令または保振法第5条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程（「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）施行の日から一般振替機関の監督に関する命令第6条第2項第1号に基づく兼業業務に関する業務規程）及び業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>第3条 (保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる保護預り証券については、特にお申し出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第26条を除き「株券等」といいます。）を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</p> <p>③～⑦ (現行どおり)</p> <p>第5条 (混蔵保管等に関する同意事項)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ 保振制度の振替決済にかかる株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われ</p>	<p>第3章 保護預り約款</p> <p>第2条 (保護預り証券)</p> <p>(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券のうち市場性のあるもの及び当社発行の株券に限り、この約款、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）その他の法令または保振法第5条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程及び業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <p>第3条 (保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる保護預り証券については、特にお申し出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第25条を除き「株券等」といいます。）を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</p> <p>③～⑦ (省 略)</p> <p>第5条 (混蔵保管等に関する同意事項)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>⑤ 保振制度の振替決済にかかる株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われ</p>

新	旧
<p>ている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等の前にお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受ける場合があること</p> <p>⑥ 預託証券の株式、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口（以下第26条を除き「株式等」といいます。）について取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等または株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等または預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換社債券については「株式への転換」と読み替える。以下同じ。）があった場合には、新たに当該株式等が交付等されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること</p> <p>⑦ (現行どおり) (削 除)</p> <p>⑧～⑩ (現行どおり)</p> <p>第10条の2（受益者の通知等にかかる処理） (現行どおり)</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ お客様が機構への預託受益証券を当社から他の口座管理機関へまたは他の口座管理機関から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。</p> <p>第11条（お客様への連絡事項）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p> <p>④ 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>第12条（名義書換等の手続きの代行等）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申し出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受ける場合があります。<u>この場合、当社は直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</u></p> <p>③～⑦ (現行どおり)</p> <p>第19条（解 約） (現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ 第27条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>④ <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>⑤ <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続し</u></p>	<p>ている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等の前にお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受けること</p> <p>⑥ 預託証券の株式、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口（以下「株式等」といいます。）について取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等または株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等または預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換社債券については「株式への転換」と読み替える。以下同じ。）があった場合には、新たに当該株式等が交付等されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>⑧ <u>預託証券の株式等について、期末等に交付される株券に係る特別処理を利用するため、当社が決済会社に対して、機構から預託株券等を受領し、当該預託株券等の保管及び期明けにおける機構への預託事務を委任すること</u></p> <p>⑨～⑬ (省 略)</p> <p>第10条の2（受益者の通知等にかかる処理） (省 略)</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>⑤ お客様が機構への預託受益証券を当社から他の参加者へまたは他の参加者から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。</p> <p>第11条（お客様への連絡事項）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>③ 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>④ (省 略)</p> <p>第12条（名義書換等の手続きの代行等）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申し出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、<u>直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</u></p> <p>③～⑦ (省 略)</p> <p>第19条（解 約） (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ 第26条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>がたいと認めて解約を申し出たとき ⑥ (現行どおり)</p> <p>第20条 (解約時の取扱い) ① 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。 ② 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>第21条 (公示催告等の調査等の免除) (現行どおり)</p> <p>第22条 (免責事項) (現行どおり) ①～⑥ (現行どおり)</p> <p>第23条 (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意) 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「<u>社振法</u>」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において決済合理化法における「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」(以下「<u>振替法</u>」といいます。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換にご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設の申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p> <p>第24条 (特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) (現行どおり) ① 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出等)を投資信託委託会社代理して行うこと ②～④ (現行どおり) ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</p> <p>第25条 (特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) (現行どおり) ① 社振法附則第14条(同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含みます。)において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請 ②～④ (現行どおり) ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</p> <p>第26条 (振替法の施行に伴う手続き等に関する同意) 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第15号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。 ① 振替法の施行日(平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「<u>施行日</u>」といいます。)の2ヶ月前の日から施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと</p>	<p>④ (省 略) (新 設)</p> <p>第20条 (公示催告等の調査等の免除) (省 略)</p> <p>第21条 (免責事項) (省 略) ①～⑥ (省 略)</p> <p>第22条 (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意) 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「<u>社振法</u>」といいます。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換にご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設の申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p> <p>第23条 (特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) (省 略) ① 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出等)を投資信託委託会社代理して行うこと ②～④ (省 略) ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</p> <p>第24条 (特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) (省 略) ① 社振法附則第14条(同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含みます。)において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請 ②～④ (省 略) ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</p> <p>第25条 (振替法の施行に向けた手続き等に関する同意) 当社は、「<u>株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律</u>」における「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」(以下「<u>振替法</u>」といいます。)の施行に向けた準備のために、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。)以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第8号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。 ① 振替法の施行日(平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「<u>施行日</u>」といいます。)の2ヶ月前の日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと</p>

新	旧
<p>② 施行日以降は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと</p> <p>③ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</p> <p>④ （現行どおり）</p> <p>⑤ 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること</p> <p>⑥ （現行どおり）</p> <p>⑦ お客様の氏名または名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部または一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること</p> <p>⑧ 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第10条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること</p> <p>⑨ 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものに限り。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱うこと</p> <p>イ. 機構が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請</p> <p>ロ. その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等</p> <p>ハ. 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取次ぐこと</p> <p>ニ. 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと</p> <p>ホ. 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと</p> <p>⑩ 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限り。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客様または当該質権者に係る事項等を記載または記録すること</p> <p>⑪ 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限り。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されている方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客様または当該質権者に係る事項等を記録または記載すること</p> <p>⑫ 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと</p> <p>⑬ 施行日前において、保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること</p> <p>⑭ （現行どおり）</p> <p>⑮ 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</p> <p>第27条（約款の変更） （現行どおり）</p>	<p>② 施行日以降は、お預りした株券等を返還しないこと （新 設）</p> <p>③ （省 略）</p> <p>④ 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項）を機構に通知すること</p> <p>⑤ （省 略）</p> <p>⑥ お客様の氏名または名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第4号の通知の際、その全部または一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること</p> <p>⑦ 当社が第4号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第10条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること （新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>⑧ （省 略） （新 設）</p>
<p>第27条（約款の変更） （現行どおり）</p>	<p>第26条（約款の変更） （省 略）</p>

新	旧
<p>第4章 国債振替決済口座管理約款</p> <p>第1条 (この約款の趣旨) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係るお客様の口座を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p>第2条 (振替決済口座) (1) 振込国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、<u>振替法</u>に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。 (2)～(3) (現行どおり)</p> <p>第3条 (振替決済口座の開設) (1)～(2) (現行どおり) (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>振替法</u>その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。</p> <p>第9条 (みなし抹消申請) 振替決済口座に記載または記録されている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い。）された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、<u>振替法</u>に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>第10条 (担保の設定) お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>第11条 (お客様への連絡事項) (1) (現行どおり) ①～② (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) <u>当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまははその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u> (4) 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (5) (現行どおり)</p> <p>第15条 (当社の連帯保証義務) 日本銀行が、<u>振替法</u>等に基づき、お客様（<u>振替法</u>第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、<u>振替法</u>に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務</p>	<p>第4章 国債振替決済口座管理約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨) この約款は、社債等の振替に関する法律（以下「<u>社振法</u>」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係るお客様の口座を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p>第2条 (振替決済口座) (1) 振込国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、<u>社振法</u>に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。 (2)～(3) (省 略)</p> <p>第3条 (振替決済口座の開設) (1)～(2) (省 略) (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>社振法</u>その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。</p> <p>第9条 (みなし抹消申請) 振替決済口座に記載または記録されている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い。）された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、<u>社振法</u>に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>第10条 (質権の設定) お客様の振込国債について、質権を設定される場合は、<u>当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、</u>日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>第11条 (お客様への連絡事項) (1) (省 略) ①～② (省 略) (2) (省 略) (新 設)</p> <p>(3) 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (4) (省 略)</p> <p>第15条 (当社の連帯保証義務) 日本銀行が、<u>社振法</u>等に基づき、お客様（<u>社振法</u>第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、<u>社振法</u>に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務</p>

新	旧
<p>② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務</p> <p>③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務</p> <p>③ その他、日本銀行において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>
<p>第16条（解 約） （現行どおり）</p> <p>①～② （現行どおり）</p> <p>③ 第19条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑥ （現行どおり）</p>	<p>第16条（解 約） （省 略）</p> <p>①～② （省 略）</p> <p>③ 第18条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合 （新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>④ （省 略） （新 設）</p>
<p>第17条（解約時の取扱い） 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振込国債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p>	<p>第17条（免責事項） （省 略）</p> <p>第18条（この約款の変更） （省 略）</p>
<p>第18条（免責事項） （現行どおり）</p> <p>第19条（この約款の変更） （現行どおり）</p>	<p>第17条（免責事項） （省 略）</p> <p>第18条（この約款の変更） （省 略）</p>
<p>第5章 投資信託受益権振替決済口座管理約款</p>	<p>第5章 投資信託受益権振替決済口座管理約款</p>
<p>第1条（この約款の趣旨） この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p>	<p>第1条（この約款の趣旨） この約款は、社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p>
<p>第2条（振替決済口座） (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。 (2)～(3) （現行どおり）</p>	<p>第2条（振替決済口座） (1) 振替決済口座は、社振法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。 (2)～(3) （省 略）</p>
<p>第3条（振替決済口座の開設） (1)～(2) （現行どおり）</p> <p>(3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p>	<p>第3条（振替決済口座の開設） (1)～(2) （省 略）</p> <p>(3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p>

新	旧
<p>第5条（当社への届出事項） 当社所定の「申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p>	<p>第5条（当社への届出事項） 当社所定の「申込書」に押捺された印影及び記載された住所、名称等をもって、お届出の<u>印鑑、住所、名称等</u>とします。</p>
<p>第6条（振替の申請） (1) (現行どおり) ①～⑥ (現行どおり) (2) (現行どおり) ① <u>当該振替において減少及び増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数</u> ②～⑤ (現行どおり) ③～⑤ (現行どおり)</p>	<p>第6条（振替の申請） (1) (省 略) ①～⑥ (省 略) (2) (省 略) ① 減少及び増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数 ②～⑤ (省 略) ③～⑤ (省 略)</p>
<p>第8条（担保の設定） お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認められた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、<u>機構が定めるところに従い</u>、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p>	<p>第8条（質権の設定） お客様の投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当社が認められた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、<u>機構が定めるところに従い</u>、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p>
<p>第9条（抹消申請の委任） 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し<u>振替法</u>に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>	<p>第9条（抹消申請の委任） 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し<u>社振法</u>に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>
<p>第12条（届出事項の変更手続き） (1) 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。 (2) (現行どおり) (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。</p>	<p>第12条（届出事項の変更手続き） (1) 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。 (2) (省 略) (3) 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称等をもって届出の印鑑・住所・名称等とします。</p>
<p>第14条（当社の連帯保証義務） 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、<u>振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務</u> ② その他、機構において、<u>振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</u></p>	<p>第14条（当社の連帯保証義務） 機構が、<u>社振法</u>等に基づき、お客様（<u>社振法</u>第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、<u>社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務</u> ② その他、機構において、<u>社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</u></p>
<p>第16条（機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） (1) (現行どおり) (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p>	<p>第16条（機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） (1) (省 略) (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、<u>お客様からお問合せがあった場合には</u>、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p>
<p>第17条（解約等） (1) (現行どおり) ①～④ (現行どおり) ⑤ お客様が第22条に定めるこの約款の変更に同意しないとき ⑥ <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u> ⑦ <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しが</u></p>	<p>第17条（解約等） (1) (省 略) ①～④ (省 略) ⑤ お客様が第21条に定めるこの約款の変更に同意しないとき (新 設) (新 設)</p>

新	旧
<p>たいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑧ (現行どおり) (2)~(3) (現行どおり)</p> <p>第18条 (解約時の取扱い) 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>第19条 (緊急措置) (現行どおり)</p> <p>第20条 (免責事項) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり) ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③~⑤ (現行どおり) ⑥ 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第21条 (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請 ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出等) ③ (現行どおり) ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>第22条 (この約款の変更) (現行どおり)</p> <p>第6章 上場投資信託受益権振替決済口座管理約款</p> <p>第1条 (この約款の趣旨) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。)に基づく振替制度において取扱う振替上場投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、振替上場投資信託受益権及び特例上場投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>第2条 (振替決済口座) (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。 (2) 振替決済口座には、振替法に基づき、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替上場投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ</p>	<p>⑥ (省 略) (2)~(3) (省 略) (新 設)</p> <p>第18条 (緊急措置) (省 略)</p> <p>第19条 (免責事項) (省 略)</p> <p>① (省 略) ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③~⑤ (省 略) ⑥ 第18条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第20条 (社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 社振法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請 ② その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出等) ③ (省 略) ④ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>第21条 (この約款の変更) (省 略)</p> <p>第6章 上場投資信託受益権振替決済口座管理約款</p> <p>第1条 (この約款の趣旨) この約款は、社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う上場投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、上場投資信託受益権及び特例投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の上場投資信託受益権に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>第2条 (振替決済口座) (1) 振替決済口座は、社振法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。 (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である上場投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、</p>

新	旧
<p>以外の振替上場投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「<u>保有欄</u>」といいます。）とを別に設けて開設します。</p> <p>(3) 当社は、お客様が振替上場投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。</p> <p>第3条（振替決済口座の開設） (1)～(2) (現行どおり) (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p> <p>第5条（当社への届出事項） 「申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の<u>氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等</u>とします。</p> <p>第6条（加入者情報の取扱いに関する同意） 当社は、原則として、振替決済口座に振替上場投資信託受益権に係る記載または記録が行われた場合には、お客様の加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、当社が機構に対して通知する等、振替上場投資信託受益権の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第7条（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意） 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第8条（発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出） (1) 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。 (2) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替上場投資信託受益権については、受益者登録のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第9条（振替制度で指定されていない文字の取扱い） お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換を行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第10条（振替の申請） (1) お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替上場投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 ①～② (現行どおり) ③ 機構の定める振替制限日を振替日とするもの (削 除) (2) (現行どおり) ① 当該振替において減少及び増加の記載または記録がされるべき振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数 ② お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄が質権欄かの別 ③ 前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替上場投資信託受益権についての受益者の氏名または名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該受益者ごとの口数 ④ 特別受益者（加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替決済上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益券登録をすることを求める旨の申し出をした場合における当該振替上</p>	<p>それ以外の上場投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「<u>保有口</u>」といいます。）とを別に設けて開設します。</p> <p>(3) 当社は、お客様が上場投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。</p> <p>第3条（振替決済口座の開設） (1)～(2) (省 略) (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>社振法</u>その他の関係法令及び機構の上場投資信託受益権に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p> <p>第5条（当社への届出事項） 「申込書」に押捺された印影及び記載された住所、名称等をもって、お届出の<u>印鑑、住所、名称等</u>とします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条(振替の申請) (1) お客様は、振替決済口座に記載または記録されている上場投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 ①～② (省 略) ③ 信託の計算期間終了日において振替を行うもの (2) (省 略) ① 減少及び増加の記載または記録がされるべき上場投資信託受益権の銘柄及び口数 ② お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、<u>保有口が質権口</u>かの別 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>場投資信託受益権に係る他の加入者をいいます。以下同じ。)の氏名または名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該特別受益者ごとの口数</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有欄が質権欄かの別</p> <p>⑦ 前号の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替口数のうち受益者ごとの口数並びに当該受益者の氏名または名称及び住所</p> <p>⑧ (現行どおり)</p> <p>(3) 前項第1号の口数は、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>(4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>(5) 当社に振替上場投資信託受益権の買取を請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替上場投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。</p> <p>(6) 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、同行第1号の振替上場投資信託受益権を同項第6号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替上場投資信託受益権の受益権者の氏名または名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>第11条 (他の口座管理機関への振替) (現行どおり)</p> <p>第12条 (担保の設定) お客様の振替上場投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。</p> <p>第13条 (担保振替上場投資信託受益権の取扱い)</p> <p>(1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者の申し出をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保振替上場投資信託受益権の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替上場投資信託受益権の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) お客様は、担保振替上場投資信託受益権の届出の記録における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替上場投資信託受益権についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替上場投資信託受益権の口数についての記載または記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保振替上場投資信託受益権の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>第14条 (担保設定者となるべき旨のお申し出)</p> <p>(1) お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申し出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替上場投資信託受益権について、当社に対し、振替上場投資信託受益権の質権設定者となるべき旨の申し出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>(2) お客様が特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申し出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者となるべき旨の申し出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>第15条 (信託の受託者である場合の取扱い) お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載または記録がされている振替上場投資信託受益権について、当社に対し、信託財産である旨の記載または記録をすることを請求</p>	<p>③ (省 略)</p> <p>④ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口が質権口かの別 (新 設)</p> <p>⑤ (省 略)</p> <p>(3) 前項第1号の口数は、その上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>(4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条 (他の口座管理機関への振替) (省 略)</p> <p>第8条 (質権の設定) お客様の上場投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>することができます。</p> <p>第16条（振替先口座等の照会） (1) 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様から振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることができます。</p> <p>(2) お客様が振替上場投資信託受益権の買入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることができます。</p> <p>(3) お客様が当社に対する振替上場投資信託受益権の買入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることができます。</p> <p>第17条（抹消手続き） 振替決済口座に記載または記録されている振替上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>第18条（分配金に関する取扱い） (1) お客様は、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する分配金を受領する預金口座等の指定（以下「分配金振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録分配金受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の分配金を受領する方法（以下「登録分配金受領口座方式」といいます。）またはお客様が発行者から支払われる分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替上場投資信託受益権の口数（当該発行者に係るものに限りません。）に応じて当社に対して分配金の支払いを行うことにより、お客様が分配金を受領する方式（以下「受益権口数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の分配金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) お客様が前項の受益権口数比例配分方式の利用を内容とする分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① お客様の振替決済口座に記載または記録がされた振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること</p> <p>② お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること</p> <p>また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること</p> <p>③ 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと</p> <p>④ お客様に代理して分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの分配金の受領割合等については、発行者による分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること</p> <p>⑤ 発行者が、お客様の受領すべき分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する分配金支払債務が消滅すること</p> <p>⑥ お客様が次に掲げるものに該当する場合には、受益権口数比例配分方式を利用することはできないこと</p>	<p>(新 設)</p> <p>第9条（抹消手続き） 振替決済口座に記載または記録されている上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>イ. 機構に対して受益権口数比例配分方式に基づく加入者の分配金の受領をしない旨の届出をした 口座管理機関の加入者 ロ. 機構加入者</p> <p>(4) <u>登録分配金受領口座方式または受益権口数比例配分方式を現に利用しているお客様は、分配金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</u></p> <p>第19条（受益者登録の請求等に係る処理） (1) <u>当社は、振替上場投資信託受益権について、機構に対し、機構が定めるところにより、信託の計算期間終了日における受益者の氏名または名称、住所、受益者の口座、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を報告します。</u> (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)</p> <p>(2) <u>機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、受益者登録の対象銘柄である振替上場投資信託受益権の発行者に対し、受益者の氏名または名称、住所、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、受益者として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から受益者として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る受益者の報告によって報告された口数を合算した口数によって、登録を行います。</u></p> <p>(3) <u>機構は、発行者に対して通知した前項の通知受益者に係る事項について、信託の計算期間終了日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。</u></p> <p>第20条（お客様への連絡事項） (1) <u>当社は、振替上場投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。</u> ① (現行どおり) (2) <u>前項の残高照合のための報告は、振替上場投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の監査部に直接ご連絡下さい。</u> ③～⑤ (現行どおり)</p> <p>第21条（振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求） (1) <u>お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。</u> (2) <u>当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。</u> (3) <u>第1項の場合は、所定の料金をいただくことがあります。</u></p>	<p>第10条（受益者登録の請求等に係る処理） <u>当社は、上場投資信託受益権の発行者に対するお客様の受益者登録は、発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合に限り、機構の定める方法により、次のとおり取扱います。</u></p> <p>① <u>当社は、お客様から特にお申し出のない限り、信託の計算期間の終了日における上場投資信託受益権につき、受益者登録の請求にかかる取次ぎのご依頼をいただいたものとして取扱い、当該請求を機構に取り次ぎます。</u> ② <u>当社は、前号の受益者登録の請求を取り次ぐ場合には、受益者登録の請求に必要な信託の計算期間の終了日現在の振替口座簿の写しについて、お客様から交付の請求及び当該写しの上場投資信託受益権の発行者への送付のご依頼をいただいたものとして取扱い、当該写しを機構に提出します。</u> ③ <u>当社は、信託の計算期間の終了日までに、受益者登録の手続きに必要なお客様のお申し出による住所、氏名等を記載した書類を、機構を経由して上場投資信託受益権の発行者に提出します。</u> ④ <u>前号のお申し出による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申し出をいただき、当社はその旨を記載した書類を上場投資信託受益権の発行者に提出します。</u> ⑤ <u>当社は、お客様から特にお申し出のない限り、機構の定める一定の日における上場投資信託受益権にかかる受益者登録の手続きに必要なお客様のお申し出による住所、氏名等を記載した書類を機構を経由して上場投資信託受益権の発行者に提出することがあります。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条（お客様への連絡事項） (1) <u>当社は、上場投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。</u> ① (省 略) (2) <u>前項の残高照合のための報告は、上場投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の監査部に直接ご連絡下さい。</u> ③～⑤ (省 略) (新 設)</p>

新	旧
<p>第22条（届出事項の変更手続き）</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>(2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替上場投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。</p> <p>第23条（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意）</p> <p><u>機構から当社に対し、お客様の氏名もしくはは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>第24条（口座管理料）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、<u>振替上場投資信託受益権の売却代金の支払いのご請求には応じないこと</u>があります。</p> <p>第25条（当社の連帯保証義務）</p> <p>機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① <u>振替上場投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替上場投資信託受益権の超過分（振替上場投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の収益分配金等の支払いをする義務</u></p> <p>② その他、機構において、<u>振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</u></p> <p>第26条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）</p> <p>当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、または当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替上場投資信託受益権の銘柄の口数についてそれらの顧客口に記載または記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>第27条（機構において取扱う振替上場投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）</p> <p>(1) 当社は、機構において取扱う振替上場投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>(2) 当社は、当社における振替上場投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>第28条（解約等）</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、<u>振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</u></p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ 第24条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</p> <p>⑤ お客様が第33条に定めるこの約款の変更不同意のとき</p>	<p>第12条（届出事項の変更手続き）</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>(2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ上場投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称等をもって届出の印鑑・住所・名称等とします。</p> <p>(新 設)</p> <p>第13条（口座管理料）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、<u>上場投資信託受益権の売却代金の支払いのご請求には応じないこと</u>があります。</p> <p>第14条（当社の連帯保証義務）</p> <p>機構が、社振法等に基づき、お客様（社振法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① <u>上場投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた上場投資信託受益権の超過分（上場投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の収益分配金等の支払いをする義務</u></p> <p>② その他、機構において、<u>社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</u></p> <p>第15条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）</p> <p>当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、または当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する上場投資信託受益権の銘柄の口数についてそれらの顧客口に記載または記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>第16条（機構において取扱う上場投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）</p> <p>(1) 当社は、機構において取扱う上場投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>(2) 当社は、当社における上場投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>第17条（解約等）</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、<u>上場投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。</u></p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ 口座残高がない場合</p> <p>⑤ お客様が第21条に定めるこの約款の変更不同意のとき</p>

新	旧
<p>⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑧ (現行どおり)</p> <p>② 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>① お客様の振替決済口座に振替上場投資信託受益権についての記載または記録がされている場合</p> <p>② お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保振替上場投資信託受益権に係る受益者として記載または記録されているとき、またはお客様が他の加入者による特別受益者の申し出における特別受益者であるとき</p> <p>③ 前2項による振替上場投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅滞損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>④ 当社は、前項の不足額を引取りの日に第24条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第24条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑥ (省 略) (新 設)</p> <p>② 前項による上場投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅滞損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>③ 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。</p>
<p>第29条 (解約時の取扱い) 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替上場投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、金銭により返還を行います。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第30条 (緊急措置) 法令の定めるところにより振替上場投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</p>	<p>第18条 (緊急措置) 法令の定めるところにより上場投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</p>
<p>第31条 (免責事項) (現行どおり)</p> <p>① 第22条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替上場投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、振替上場投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替上場投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により振替上場投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第18条による分配金の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p>第19条 (免責事項) (省 略)</p> <p>① 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて上場投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、上場投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、上場投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により上場投資信託受益権の記録が滅失等した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 第18条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>
<p>第32条 (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請</p> <p>② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出等)</p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p>第20条 (社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 社振法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請</p> <p>② その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出等)</p> <p>③ (省 略)</p>

新	旧
<p>④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>⑤ 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受けないこと</p> <p>⑥ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</p> <p>第33条（この約款の変更） （現行どおり）</p>	<p>④ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>（新 設） （新 設）</p> <p>第21条（この約款の変更） （省 略）</p>